

平成20年度包括外部監査の結果報告書 指摘事項の措置状況

テーマ 1. 公有財産の管理に関する事務

| ページ | 項目 | 指摘事項 | 担当課 | 措置状況 | 対応区分 |
|------|---|--|-------|--|------|
| P99 | 第4 監査の結果及び意見 2.土地 5)監査対象とした土地の明細(管財課所管のうち貸付継続地・処分保留分) 公有財産台帳を修正すべきもの 西阿知町西原 820 児島稗田町 2795 - 1 - 1 | 検討の結果、次の2件は登記変更漏れの可能性があり、台帳の修正をすべきものである。 | 財産活用課 | 登記調査の結果、の土地は民有地であり、計上誤りであることが判明したため、公有財産台帳から削除しました。 の土地は、平成14年分筆を行い、売却した部分であることが判明したため、公有財産台帳から削除しました。 (平成23年1月) | 措置済 |
| P101 | 第4 監査の結果及び意見 2.土地 5)監査対象とした土地の明細(管財課所管のうち貸付継続地・処分保留分) 所管換えを行うべきもの 玉島中央町3丁目 911 - 11 - 2 | 市立幼稚園の敷地であり、所管換えが必要である。 | 財産活用課 | 教育施設課と協議を行い、幼稚園敷地として行政財産に編入しました。 (平成23年1月) | 措置済 |
| P102 | 第4 監査の結果及び意見 2.土地 5)監査対象とした土地の明細(管財課所管のうち貸付継続地・処分保留分) *****施設(普通財産) | 現地調査の結果、この土地は*****敷地及びその駐車場となっていた。施設及び駐車場は地元住民により設置・管理され、駐車場は17台駐車可能で、近隣の*****として貸出されていた。市は地元自治会に無償で当該地を貸し付けている。市有の土地を、一部といえども有償で貸出すことは許されることではない。地元自治会による有償貸付はやめさせるべきである。 | 財産活用課 | 地元自治会の代表に事情を説明し、今後貸付等を行わないように要請し、やめさせました。 (平成23年1月) | 措置済 |

(公表日 23年2月23日)